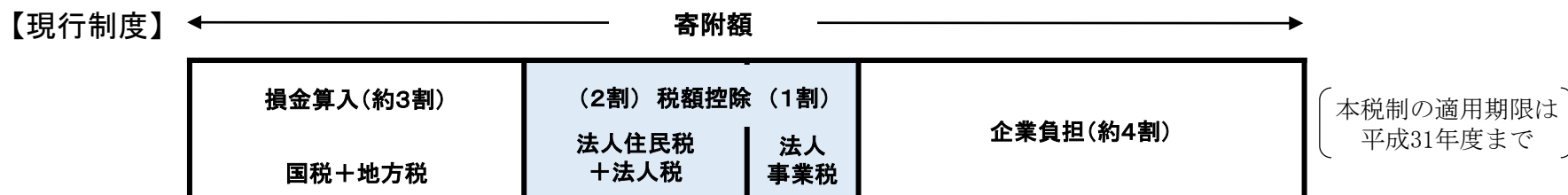


地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の運用改善

企業版ふるさと納税の一層の活用促進を図るため、企業や地方公共団体からの意見等を踏まえ、徹底した運用改善を実施する。

- 寄附払込時期の弾力化
 - ・ 寄附額が事業費を上回らないことが確実に見込まれる場合には、事業費確定前の寄附の受領を認める。
- 基金への積立要件の緩和
 - ・ 一定の要件を満たす場合には、各年度における寄附額上限（積立額の5割）を撤廃する。
- 地方創生関係交付金と併用する地方公共団体へのインセンティブ付与
 - ・ 地方創生関係交付金の対象事業に企業版ふるさと納税を活用した寄附を充当することを可能とする。
 - ・ 地方創生推進交付金の対象事業に一定以上の寄附を充当する場合には、事業期間の延長を認める。
- 地域再生計画の認定に係る事務手続の簡素化
 - ・ 記載事項の削減、審査事項の明確化及び回答時期の明示等、事務手続の簡素化・迅速化を図る。
- その他の運用改善
 - ・ 申請時における寄附企業確保の要件の廃止、経済的利益の供与に当たらない具体例の明確化、地域再生計画の作成支援等を行う。

※ 制度の拡充・延長については、平成32年度税制改正に向けて引き続き議論する。



地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から平成31年度までの特例措置）

⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について**税額控除**の優遇措置

制度のポイント

○企業が寄附しやすいように

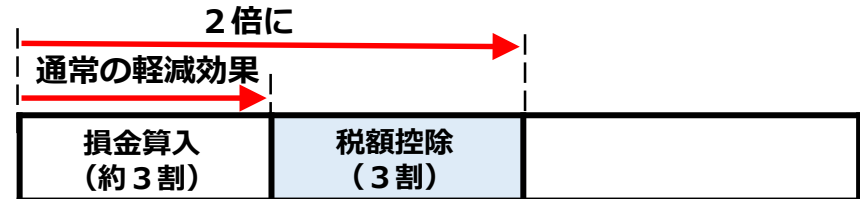
- ・ **税負担軽減のインセンティブを2倍に**
- ・ **寄附額の下限は10万円と低めに設定**

○寄附企業への**経済的な見返りは禁止**

○**寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

地方公共団体が設置した**基金の積立**に寄附金を充てることにより、
複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能 【平成31年度～】

例）100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減



制度活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定

〇〇市
総合戦略

- ・〇〇事業
- ・△△事業
- ・◇◇事業

②地方公共団体^{※1}が
地域再生計画を作成

地方創生を推進
する上で効果の
高い事業

地方創生関係交付金
との併用可能
【平成31年度～】

③計画の認定



内閣府

④寄附^{※2}

企業



⑤税額控除



国
(法人税)

企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)

※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（平成30年度第2回認定後） 507事業 総事業費1,251億円 39道府県315市町村
年3回（29年度は、7月、11月、3月）認定